「満州国」及び旧植民地における 高齢日本語話者へのインタビュー (4)

――日本語・日本文化の記憶に関する報告―

奥田浩司

1 はじめに

満州国¹及び旧植民地における日本語・日本文化との接触の状況について考察することを主な目的として、高齢日本語話者へのインタビューを行ってきた。インタビュー内容の一部及び考察については、すでに「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー(1)一日本語・日本文化の記憶に関する報告—」²、「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー(2)一日本語・日本文化の記憶に関する報告—」³「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー(3)一日本語・日本文化の記憶に関する報告—」⁴において報告した。

これまでの研究は、小学生の時に植民地朝鮮から満州国に移住し、満州国の小学校で日本語教育を受けた一人の高齢日本語話者のインタビューをもとにして行われた。インタビューに応じていただいたインフォーマントは、満州国崩壊後の中国において高等教育を受けた中国朝鮮族の朝鮮人 5 知識人である。インフォーマントは日本語に堪能であり、インタビューのほとんどは日本語で行われた。インタビューを行ったのは、吉林省延辺朝鮮族自治州の延吉であり、2017 年 8 月と 2018 年 12 月の 2 回に分けて行われた。

本研究ノートでは、これまでと同様に同時代史料を参照して考察を行う。それにより 高齢日本語話者が植民地朝鮮ではどのような環境に置かれ、どのようにして満州国に移 動し、どのように生活したのかという、言わば朝鮮人移住者の日常が可視化されると考 えたからである。

周知の史料もあると思われるが、同時代状況を知る上で大切であると考え引用した。 なお本稿では、上記の考察に加えて、他の高齢日本語話者のインタビューも併せて掲載 し比較対照した。

2 移住の経緯と満州国での教育環境

高齢日本語話者は、出身地と満州国への移住について以下のように述べている。

(お生まれはいつでしょうか。)⁶

1932 年生まれ。私は、朝鮮生まれです。1945 年 8 月 15 日のときに、私は小学校 6 年生でした。中国では解放前と言いますが、小学校 3 年生のときに、(満州の)日本語学校に来ました。延辺の、傑満洞小学校に入学し、5 年生まで通いました。6 年生のときに、引っ越して春陽というところに行きました。((満州)は、執筆者が補足した) 7

移住の理由について、高齢日本語話者は次のように述べている。

親戚がここに住んでいました。あのとき、貧しかった。ここに来たら、生活がよく なると聞いた。

終戦時に小学校6年生であったことから、高齢日本語話者の家族は、昭和17年⁸頃に満州国に移住していることがわかる。なお高齢日本語話者の言う「延辺」は、現在の呼称である。満州国では間島省延吉県であった。

満州国は昭和7年に建国され、植民地朝鮮と隣接することになる。高齢日本語話者の話すように、生活のために多くの朝鮮人が満州国に移住した。後に言及するが、朝鮮人移民には政府機関によるものと、政府機関とは無関係に朝鮮と満州国を行き来する人々という、二種類の移民が存在した。

高齢日本語話者の満州国への移住が、はたして政府機関の求めによるものなのか、それとも政府機関とは無関係であったのか、と言う点については確認できていない。しかし後述するように、高齢日本語話者の回想から、政府機関との関わりのあったことが推測される。

ひとまず、朝鮮人の移住をめぐる政府機関の関わりを中心に見ておきたい。そのため 先行研究及び同時代史料を参照して、昭和 10 年代の状況について整理しておく。松村 高夫「日本帝国主義下における「満洲」への朝鮮人移動について」⁹では、植民地朝鮮から満州国への「移動」について、同時代史料を精査して詳細に論じている。松村論文では、「対満移民政策の遂行」が「軍事的・政治的視点にたつ関東軍の主導から相対的に 経済的視点に重点をおく朝鮮総督府の主導へと転換」していき、昭和 11 年に「国策遂行の特殊会社」である「鮮満拓殖株式会社」が京城に、同年に「鮮満拓の支配系列」である「満鮮拓植股份有限公司」が新京にそれぞれ設立されたとする。更に、松村論文では、昭和 12 年に起こった日中戦争により「満洲は侵略のための拠点として一層重視され」「対満朝鮮人移民に対しても軍事的課題が課せられ、移動は国家権力によって一層組織的に強行されるようになった」と指摘している。

日本は、日中戦争からアジア太平洋戦争へと急速に戦争を拡大させていく。戦争拡大の名目として掲げられたのが「大東亜共栄圏」の理念である。日中戦争を境にして満州国への移住に「軍事的課題」が課せられたのだとすれば、「大東亜共栄圏」に朝鮮人移

民が包摂されることは言わば必然ではなかっただろうか。事実、昭和17年に朝鮮総督 府が出版した『前進する朝鮮』では以下のように述べられている。

(前略) 昭和6年満州事変の勃発についで民族共和、王道楽土を理想とする満洲帝 国が建設され、日満一体、更に鮮満一如の精神が具現化せられるや、朝鮮人の満洲 への関心は著しく昂調し、爾来大陸に進出するもの年々五万を数える盛況である。

これ等在満半島人の八割までは農業に従事し、鍬の戦士として楽土開拓の第一線に活躍、東亜共栄圏の重要な一環である宝庫満州国の建設、開発に懸命の努力を致しつ、ある。¹⁰

朝鮮総督府は、朝鮮人の満州国への移住について、大東亜共栄圏という日本の理念に 沿うものとして位置づけている。朝鮮人移民が置かれていた環境は、高齢日本語話者の 次のような回想によっても確かめることができるであろう。

修身科という科目がありました。日本の大和魂、精神を教育する科目です。一徳一心とか。朕椎うに我が皇祖皇宗国を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり・・・全部覚えました。皇国臣民の誓いというもの。これらは学生たちが全部覚えなければならなかった。

運動場に全員集まって、東に向きなさい、天皇陛下に対して最敬礼と言っています。

先生たちの事務室に行ってみれば、天照大神、日本の祖先は天照大神でしょ、その 写真もあります。先生たちは授業をする前に、天照大神に最敬礼をしている。¹¹

(満州国の皇帝は溥儀です。では溥儀ではなくて、日本の天皇だったんですね。) 溥儀の事は知らなかった。日本からの解放後に知った。

高齢日本語話者の回想によれば、小学校の「修身科」において、「教育勅語」と「皇国臣民ノ誓詞」が教育されていたことになる。このような教育内容は皇民化教育を彷彿とさせる。

水野直樹「「皇国臣民ノ誓詞」と「皇国臣民之柱」についての考察」¹²では、「皇国臣 民ノ誓詞」について「戦時期の朝鮮で「皇国臣民」の精神を植えつけるために唱えさせ たもの」であるとして、制定の過程について次のように述べている。

「誓詞」が制定されたのは、日中戦争勃発から三ヵ月後の一九三七年一○月初めである。小学生用と中学生以上一般用の二種類があり、一般用は、「我等ハ皇国臣民

ナリ 忠誠以テ君国ニ報ゼン」「我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固 クセン」「我等皇国臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン」というもの であった。¹³

加えて、水野は「皇国臣民ノ誓詞」は、「朝鮮総督府学務局社会教育課(課長・金大羽)」、「学務局長塩原時三郎」、朝鮮総督南次郎の「ラインで作成されたと考えるのが妥当であろう」とする。「皇国臣民ノ誓詞」は、植民地朝鮮の政権の中枢に位置する人物たちによって作成されたのであり、皇民化教育を推し進める統治主体の思想がそのまま反映されたものとなっている。

水野によれば、「皇国臣民ノ誓詞」は、植民地朝鮮の生活の隅々にまで及ぶ大きな影響力を備えていた。

にもかかわらず、「誓詞」はさまざまな機会に唱えなければならないものとして広められていく。学校の朝会や各種の会合・行事での斉唱、新聞・雑誌(特に朝鮮語の)への掲載、映画上映前の斉唱などが強制されることになった。下級官吏の採用試験に、「誓詞」全文を書け、という問題が出たり、「誓詞」を暗誦しなければ配給を渡さない役場があったりするなど、「誓詞」を暗記し唱えることは生活に関わるものでもあった。¹⁴

高齢日本語話者は、教育勅語及び「皇国臣民ノ誓詞」を暗唱した。恐らく、朝鮮人児童が植民朝鮮で受けた皇民化教育は、満州国においても継続されたのではないだろうか。ここから導き出されるのは、植民地朝鮮において皇民化教育を受けていた環境が、そのまま満州国においても保たれていたという事態である。

3 「鮮満拓殖株式会社」及び「満鮮拓植株式会社」15

松村論文に指摘されているように、国策会社である「鮮満拓殖株式会社」及び「満鮮 拓植株式会社」が朝鮮人の移住に関与していた。すでに松村論文において報告されてい る内容も含まれるが、本稿の関心に寄せて、『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五 年史』(満鮮拓植株式会社、昭和16年)から、会社設立の経緯、満州へ移住した朝鮮人 の置かれていた状況などについて見ておく。

同書は、書名に明らかなように「鮮満拓殖株式会社」「満鮮拓植株式会社」の設立から5年に及ぶ社史について記したものである。同書の「序」では、「鮮満拓殖株式会社」及び「満鮮拓植株式会社」の設立について以下のように説明している。

鮮満拓殖、満鮮拓植両株式会社が国策的使命を帯びて京城及新京に創立せられたの

が昭和十一年 (康徳三年) 九月であつたから、爾来早くも五箇年に垂んとする歳月 を経過した。

「鮮満拓殖株先会社」及び「満鮮拓植株式会社」は、国策会社として、植民地朝鮮及 び満州国それぞれの首都に「創立」されたことがわかる。設立の経緯について、同書の 「会社設立の経緯」では以下のように述べている。

一、会社設立の経過

前章に記述の如く満鮮の関係は、古来一貫して緊密不可分のものあり、殊に満州国の建国以来その将来に望みを嘱して渡江移住する者年々数万を以て数ふるのみならず、既に百万を突破せる在満既住鮮人に対しても亦何等かの指導統制を加ふるの必要ありとは、満鮮両関係当局の間に夙に考慮せられた処であつた。¹⁶

国策会社設立の目的は、植民地朝鮮から満州国に移住する朝鮮人のみならず、すでに満州国に居住している在満朝鮮人を「指導統制」するところにもあった。他方、国策会社を設立するにあたって、朝鮮総督府と満州国との間には軋轢があった。その点については、以下の記述から窺い知ることができる。

尤も、当初の総督府案は満州に設立の会社を日本法人とするか、満州国法人とするか其他の点に於て関係各当局間に意見の一致を見ずして、其の結果幾度か改案せられたるも、結局落着く処に落着いた。即ち京城には日本法人たる会社を設立し、新京には其の投資に依りて事業を行ふ会社を満州国法人として設立することに落着いたのである。¹⁷

「鮮満拓殖株先会社」及び「満鮮拓植株式会社」という二つの会社が設立されたのは、 上記のような事情による。

松村論文では、朝鮮総督府と満州国(関東軍・満鉄経済調査会)との対立について詳細に論じているが、本研究ノートで着目しておきたいのは以下のような指摘である。

さらに又、朝鮮総督府が朝鮮人移民に対し、自作農創定の方針をたてたのに対し、 関東軍は在満朝鮮人を日本人移民や日本の農事会社などのもとに小作農ないし雇用 労働者として編入せんとする方針をたてた点でも、両権力機関の間には一定の対立 があった。中国人を制限しながら、日本人移民一戸当り二~三名の必要労働力を補 充するものとして朝鮮人を窮乏の最底辺においたまま配置し、同時に治安対策をも 兼ねるというのが関東軍の方針だったのである。 関東軍は朝鮮人を「雇用労働者」とみなし、貧困からの救済は考えていなかった。このような関東軍の方針に、朝鮮総督府は抗っていたと考えることができる。朝鮮人の植民地朝鮮から満州国への移住は、統治側の対立をも孕みながら展開していたのである。

朝鮮総督府と関東軍の思惑が複雑に絡み合っている状況を、『鮮満拓殖株式会社・満 鮮拓植株式会社五年史』から確認しておきたい。同書では「鮮満拓殖株式会社」「満鮮 拓植株式会社」、それぞれの「創立準備委員」について記述している。両会社の「創立 準備委員」を比較することで見えてくる点があるので、やや煩雑ではあるが、「創立準 備委員会」の委員名をあげて比較してみたい。まず「鮮満拓殖株式会社創立準備委員」 の委員を引用する。

委員長	朝鮮総督府学務局長	渡邊豐日子
委員	同 警務局長	田中武雄
同	同 審議室事務官	棟居俊一
同	同 外事課長	相川勝六
同	同 外事課事務官	高尾甚造
同	同	福島四雄三
同	同	楊在河
同	同 農産課長	山澤和三郎
同	同 農産課技師	石塚峻
同	同 林政課長	鈴川壽男
同	京畿道小作官	中津川源吉
同	満州国拓政司長	森重干男
同	関東軍顧問	稲垣征夫
同	同 嘱託	高田精作
同	同 参謀	秋永月三
同	陸軍三等主計正	鈴木榮治
同	南満州鉄道株式会社監理課長	谷川善次郎
同	東亜勧業株式会社長	向坊盛一郎
同	東洋拓殖株式会社理事	佐方文次郎
同	朝鮮銀行理事	松原純一
同	朝鮮殖産銀行理事	林茂樹 18

次に「満鮮柘植株式会社設立準備委員」の委員を引用する。

委員長 関東軍顧問 稲垣征夫 委員 朝鮮総督府警務局長 田中武雄

同	同 外事課長	Ē.	相川勝六
同	同 事務官		服部伊勢松
同	同 学務局長	Ē	渡邊豐日子
同	拓務省新京出	出張所長	若月源一郎
同	満洲国法政處	處参事官	都富佃
同	同 扬	石政司長	森重干男
同	同 扬	石政司第二課長	尹相弼
同	東亜勧業株式会社長		向坊盛一郎
同	南満州鉄道株	朱式会社監理課長	谷川善次郎
同	関東軍附		鈴木榮治
同	関東軍嘱託		高田精作 19

二つの委員会を比較すると一部の委員が重なっていること、また関東軍顧問が名を連ねていることがわかる。朝鮮総督府、満州国、関東軍がそれぞれの利害を調整しつつ国策会社の設立を行ったのであろう。結果的に、「満鮮柘植株式会社」は以下のように位置づけられることになる。

三、満鮮拓植株式会社の設立

満鮮拓植株式会社(註:一設立の当初より康徳五年(昭和十三年)七月二十一日までは「満鮮拓植股份有限公司」と公称せしも、同年同月同日勅令第百六十二号を以て満鮮拓植株式会社と改められたのであるが、便宜上当初より株式会社として表示する)の設立に就ては、前々項「会社設立の経過」に於て既述した如く、当初朝鮮人移民事業機関として朝鮮京城に鮮満拓殖株式会社を設立し、其の支店を主要事業地たる満州国新京に設置して対満移民事業を行はしめる計画なりし処、関係当局方面より新京の支店を満州国法人として組織するを事業経営上有利且つ便宜なりとの意見が出たに鑑み、親会社を京城に設立し、新京には其の投資に依りて事業を行ふ別の事業会社を設立すること、なり、爰に満鮮拓植株式会社が生れた訳である。20

「鮮満拓殖株式会社」は親会社、「満鮮柘植株式会社」は子会社として位置づけられている。両社の役割について、同書では以下のようにまとめている。

満鮮拓植株式会社設立の趣旨は、現に百万を突破せる在満の同胞朝鮮人を統制撫育して其の生活を安定せしめ、且つ新たに満州国の将来に望みを嘱して渡江し来る朝鮮人を指導援助せんとするにある。蓋し本事業は独り新興満州国の隆昌発展に資すべき許りでなく、同時に朝鮮殊に南鮮の人口稠密を緩和し、更に一方彼の内地渡

航の朝鮮人労働者問題の解決にも寄与する處少なからざるべく、実に最重要国策の一つと謂ふべきである。

一方其の投資会社たる鮮満拓殖株式会社の設立の趣旨は、既記の如く上記満鮮拓植株式会社に対し其の株式を引受け且つ事業遂行に必要なる資金を投資することを以て主要の任務とし、兼ねて西北鮮に於ける開拓事業を為さんとするものである。²¹

満州国における朝鮮人への「指導援助」は主に満鮮拓植株式会社が行い、鮮満拓殖会社は資金援助を行っていたことが確認できる。

上記の内容は『時事年鑑 昭和14年』²²からも確認できる。同書では、「鮮満拓殖株式会社」について次のように述べている。

(一) 西北鮮に於ける朝鮮移住者のため必要なる拓殖事業の経営(二) 満洲国に於ける朝鮮人移住者のため必要なる拓殖事業に対する資金の供給を目的とする特殊会社(略)で、本社の総裁は朝鮮総督が任命する。尚ほ本社の満洲国に於ける事業は分身会社たる満鮮拓殖股份有限公司(本社新京)が之に当り、毎年一万戸、十五ヶ年十五万戸の鮮農を移植せしめる目論見である。²³

ただしだからと言って、朝鮮人の移住は、満州国側が主導権を握っていたわけではない。松村論文によれば、「土竜山事件」「日本への朝鮮人渡航制限」などの事情を背景に、「朝鮮総督府の方針が相当程度貫かれる形で移民政策が進行していく」ことになる。

先に高齢日本語話者の回想から、満州国において植民地朝鮮の環境が保たれている状況について確認した。朝鮮総督府の方針が移民政策に反映されていたことは、単に統治側の問題に止まるものではなく、満州国における朝鮮人の生活にまで及ぶ事態であったと考えることができるであろう。

その一方で留意すべきは、満鮮柘植株式会社の指導下で移住した朝鮮人は、一部に過ぎないことである。松村論文では以下のように述べている。

(略) 対満朝鮮人移民政策が展開するなかで、満鮮柘植会社が扱った開拓朝鮮人の合計は1941年5月末現在までで3万7824戸、18万5928名を数えているが、(略)。また、厳格な統制を逃れて満州へ移動した朝鮮人も多く、実際に移動した朝鮮人数はこの数字の数倍に達すると推定される。

植民地朝鮮から満州国に移住した朝鮮人の中には、政府機関とは関係なく「満州へ移動」した人々が多く存在していた。

朴歓・李仁子・直井啓太「中国と北朝鮮の国境地帯における人びとの移動と生活実践に関する人類学的研究―1930年代から1950年代を中心に―」²⁴では、先の松村論文の指

摘を踏まえた上で、「30・40年代に避難を目的とした大勢の朝鮮の人たちが中国に渡って行った、その中には3、4歳の子どもを背負って川(豆満江)を渡って移住した人も少なくなかった」とし、当時の状況について聞き取り調査を行っている。その上で次のように述べている。

このように、40年代の中朝国境では、人々は自由に往来することができた、川(豆満江)の近くに住んでいた人たちは、船に乗って自由に往来できたという。川の近くに住んでいる北朝鮮側の人たちにとって、川の向こう側の村(中国)は市場として行き来できるような場所でもあった。両側の人たちは自由に川を渡って、飲みに行って来たり、船に乗って商売に行ったりもした。

政府機関とは無関係に、渡河して満州国に移住した朝鮮人が多数いたのである。この 点にも注意を払っておく必要がある。

高齢日本語話者が満州国に移住したのは昭和17年頃である。時代状況を俯瞰的に見れば、国策に導かれて移住する人たち、その数倍に及ぶ自由に移動する人たち、という夥しい数の移動する朝鮮人がいた。高齢日本語話者は、そのような移動する朝鮮人の一人として、満州国に移り住んだのである。

4 満州国内の状況

満州国内の状況について、小都晶子「日本人移民政策と「満洲国」政府の制度的対応 一拓政司、開拓総局の設置を中心に一」 ²⁵ を参照し、さらに考察を加えていきたい。先 の考察と重なる点もあるが、満州国の状況を視野に収めると新たな側面が見えてくる。

小都論文は主として満州国政府と日本人移民との関わりについて調査研究したものであるが、「鮮満拓殖株先会社」及び「満鮮拓植株式会社」について言及しており興味深い。小都論文によれば、満洲国への日本人移民政策は当初「拓務省と関東軍を中心として進められた」のであるが、満洲国の協力の下に進められることになる。この間の経緯について、小都論文では次のように述べている。

(略) 1934年1月、関東軍は吉林省東北地区で大規模な移民用地買収工作に着手したが、同年3月9日、これに反対した附近の住民約1万人が土龍山事件と呼ばれる大規模な武装蜂起を起こした。事件に衝撃を受けた満州国政府は、状況把握と事態収拾のために関東軍と協議し、これを受けて関東軍は土地買収への対応を政府に引き継ぐことを決定した。移民用地買収に端を発した土龍山事件の事後処理を、満州国政府の協力なしには収拾しえなかった。このためこれ以後、関東軍は満州国政府を移民政策に関与させる方針に転換した。最初に行われたのは移民行政機関の整備であった。²⁶

このような経緯を経て、「1935 年 3 月 1 日、関東軍司令部は「満州国移民機関設置案」を立案し、されにこれを具体化」する。具体的には、以下のような組織の再編が行われた。

土龍山事件以降、日本人移民に関する満州国政府の業務は民政部地方司と実業部農務司が分掌していた。「満州国移民機関設置案」はこの現状にもとづき、民政部に移民一般に関する事務を主管する拓政司を新設するとともに、実業部農務司墾務股を墾務科とし移民に関する産業の事務にあたらせることとした。

本稿で着目したいのは「民政部地方司」である。小都論文によれば「1935 年 4 月 22 日」に「民政部地方司に拓政科が設置」され、「1935 年 7 月 23 日」には「拓政科は拓政司に拡充」される。「拓政科」には、「増加が見込まれる朝鮮人移民の指導対策の具体化を図るため、第二科が新設」される。その拓政科の「第二科長」となったのは尹相弼である。尹相弼は、先に見た「満鮮柘植株式会社設立準備委員」の「満州国拓政司第二課長」の委員として名があがっている。小都論文では尹相弼について「朝鮮出身で、1934 年 1 月の吉林省大規模買収時には関東軍から工作に参加していた」と述べている。

尹相弼について、『満州紳士録第二版』27を参照しておく。

従五位勲四等、勲四位、騎兵少佐、開拓総局参事官兼理事官、総務処勤務兼拓(墾) 処第二科長、協和会参与【出生】明二三・七【本籍】威南威州郡(一字不明)西面 【学歴】大第四陸士卒【経歴】昭和八年任騎兵少佐十年予備役編入康徳二年十一月 任民政部拓政司第二科長次で産業部理事官拓政司第二指導科長開拓総局理事官招 (墾) 処第二指導科長等を経て七年二月現官職に就く(簡)任二等【住所】新京東 朝陽胡同五〇三電二一三〇三九²⁸

尹相弼は満州国高官であったことが確認できる。ちなみに本書の「凡例」には、採録 した人物について「関東局及在満日本国官吏高等官以上」とある。

尹相弼が就いた「満州国拓政司第二課長」について、『満州国政府公報日訳』(康德四年五月)(昭和12年)から確認しておく。「彙報」欄(「第二章ノ二拓政司」)には以下のように記述されている。

第十一條ノ六 第二拓殖科ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 朝鮮人移民ノ認可ニ関スル事項
- 二 前号移民ノ企書及輔導ニ関スル事項
- 三 第一号移民ノ入植ノ斡旋ニ関スル事項
- 四 第一号移民ノ国内移住ニ関スル事項
- 五 第一号移民ノ施設ニ関スル事項

六 第一号移民入植地ノ選定調査ニ関スル事項 七 其ノ他他科ノ主管ニ属セザル朝鮮人移民ニ関スル事項²⁹

「拓政司第二科」は、朝鮮人に特化した部署であることが確認できる。

加えて興味深いのは、拓政司拓司長である森重干男に関する指摘である。森重干男の名は、「満鮮柘植株式会社設立準備委員」として尹相弼と共に名を連ねている。小都論文では、森重干男について次のように述べている。

すでに行政機構改革に先立って、1936年4月には、森重干男が専任の拓司長に就任していた。森重干男は、移民政策の開始当初から拓務省東亜課長として満州移民を担当していた。拓務官僚の転入は、この時期、日本側も本格的に満州移民政策に乗り出したことをあらわしているといえよう。

森重干男は日本国政府の官僚であったが、満州国政府の官僚へと転じた。このような 状況に鑑みると、朝鮮人の満州国への移住は、朝鮮総督府、関東軍、満州国政府、日本 国政府という複数の統治機関の意向が反映された、極めて複雑な状況下において実施さ れたものであったことが見えてくるであろう。

5. 満州国への移動方法について

朝鮮人は、植民地朝鮮から満州国にどのようにして移動したのであろうか。先に見たように朴歓・李仁子・直井啓太論文では、朝鮮人は豆満江を自由に行き来していたとしている。徒歩によって移動した朝鮮人たちは、官憲の目を逃れていたはずである。

それに対して、政府機関による移動の場合、満州鉄道を使ったであろうこと、国境を 越えるに際して政府機関から何からかの審査のあったことが推測される。この点で参考 になるのが、次のような高齢日本語話者の回想である。

ともんこうに会館があった。そのとき、一言でも日本語をしゃべっていないと渡らせない。私のお父さんが日本語をちょっとしゃべったんです。しゃべっても、普通は全然話せません。日本人に会ったら、しゃべるのを、私聞いたことがありますが、おかさんは実際には全然わかりません。だが、いちにさんしごろくとか、その時ただ聞いて、ひとことふたことわかる人が多かったです。あのとき。それで会館を越えるとき、一言でも日本語をしゃべらないと渡らせない、と言った。おかさんは、いちにさんと言った。よし、と言って渡れた。お父さんはですね。おかさんよりはちょっとうまいです。たぶん何を言ったらいいか、全然わからなかった。一時間くらい立っていた。とにかく、重要なところを経過するときは、一言でも日本語をしゃ

べらないと、できない。特に会館は厳しかった。ともんとなんよう。私たちが渡ってきたのは、すいこうほという所ところ。中国の向かい側にまはいというところがあります。あそこに会館があった。

まず地名から確認しておきたい。「ともんこう」は「図們江」、「なんよう」は「南陽」、「すいこうほ」は「水口浦」であると考えられる。「まはい」については不明である。

『満州支那 汽車時間表』(ジャパン・ツーリスト・ビューロー、昭和 15 年)³⁰ に収録されている路線図で参照すると、「図們」「南陽」「水口浦」は、いずれも鉄道の駅名であることが確認できる。高齢日本語話者の移動は、鉄道によるものであることは確かであろう。なお「図們」は満州国に「南陽」は朝鮮にそれぞれ属しているが、両駅は鉄道で結ばれている。時刻表から確認すると、「図們」と「南陽」の間は 6 分ほどで移動できる。

高齢日本語話者の回想では、「会館」が存在し、そこで1時間にも及ぶ厳しい審査があったことになる。この点で参考になると思われるのが、『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』の次のような記述である。すでに松村高夫「日本帝国主義下における「満洲」への朝鮮人移動」において指摘されている事柄ではあるが、高齢日本語話者の回想を裏付ける上で重要な史料であると考えられるので、以下に引用する。

分散移民団の形態も康徳六年度より新たに認められたものであって、従来の一般自由移民の名を以て呼ばれて来たものであり、其の沿革は甚だ古い。満州事変前既に百万に垂んとすと云はれた在満朝鮮人の大部分は軈て此の自由移民だつたのである。処が康徳三年九月に満鮮柘植会社が設立せらる、と共に、朝鮮より新規に入植する開拓民には指導援助が与へられる代りに、入植戸口には一万戸五万人といふ量的制限が認められたから、従来の如く無制限に入満が出来ず、渡満には所定の移住証明書所持が必須条件となつて来た。従つて必要なる此の証明書を持たないで漫然と渡満しやうとした者は朝鮮側の新義州、満浦鎮、恵山鎮、上三峰及南陽と満州側の対岸安東、輯安、長白、開山屯及び図們の五箇所に特設されている開拓総局の弁事処を通過すること叶はず、鮮内に追ひ帰されるのであつて現に康徳七年度にも六月末までに此種送還者は九七二戸、一、〇五七名に上つたとある。尚ほ此の分散開拓民は会社に於て関与せず、真ら政府直接の取扱になつている。31

朝鮮人が満州に移住するためには「移住証明書」が必要であり、それを所持していなければ「開拓総局の弁事処を通過する」ことができなかった。それに加えて、先の高齢日本語話者の回想によれば、日本語を話すことが求められていたことになる。日本語話者であることが移住の条件でもあったわけである。

最後に、他の朝鮮人高齢日本語話者のインタビュー内容の一部を掲載し、これまで検

討してきた高齢日本語話者のインタビュー内容と比較対照しておきたい。

(誕生日はいつですか?) 1930年。生まれは中国です。

(小学校では日本語で授業があったのですか?) 全部、日本語で習いました。

(覚えていることはありますか?)

農村の国民学校に、4年生まで通いました。

学校では、朝鮮語は使えなかった。朝鮮語を使ったら罰せられた。家では朝鮮語を 使っていたので、納得できなかった。

一週間に一回土曜日は、日本語の昔話の時間がありました。昔々あるところに、お じいさんとおばあさんが、いました。

北海道から来た、日本人開拓団の人々がいました。日本人学校があり、日本人村には行くことができなかった。日本学校も、日本人村にありました。朝鮮人や中国人は行くことはできなかった。日本人の子供と話すことはなかった。天長節や明治節には神社に行って会うことはあったが、話をすることはなかった。

毎朝、まず東京に向けて最敬礼、つぎに新京に向けて最敬礼した。

先の高齢日本語話者の回想と比較して明らかに異なるのは、直接的ではないにしても、 日本人児童との接触があったことである。

日本人児童との接触は、皇民化教育の現れとして捉えられる。朝鮮人児童には、「天 長節や明治節」という天皇制下の時間意識を内面化することが求められ、「神社」とい う場で日本人児童と出会う。「神社」で朝鮮人児童が目の当たりにするのは、皇国臣民 を生きる日本人児童の姿であった。

満州国における朝鮮人移民は、満州国民ではなく、皇国臣民として位置づけられていた。だからこそ、まず「東京」に最敬礼するのであり、満州国皇帝が暮らす「新京」は「東京」の下位に置かれているのである。

本研究の目的は、実際に満州国で暮らし、日本語で教育を受けた朝鮮人の高齢日本語話者にインタビューを行い記録を残すことにあった。考察の過程で浮かび上がってきたのは、高齢日本語話者の生活の記憶であり、言わば一人の人間のライフヒストリーであった。

本研究を整理する段階で視野に入った研究は、アラン・コルバン『記録を残さなかった男の歴史』である。コルバンは、過去に存在していたピナゴという一人の木靴職人について記述し、その人について知ろうとする。

コルバンは次のように述べている。

だが、ここにはもうひとつ、実験的な本を書くという問題もあった。社会史を書く 方法を検討し、次のような素朴な問いに対して答えようとすることだ。つまり日記 や自伝、書簡の類いをまったく持たない普通の人々について、何を知ることができ るのだろう?という問いだ。個人として、一度たりとも記述の対象になったことの ない人間、ひとことで言えば、戸籍上の表記以外に、何も残さずに消え去った人々 の大半について、何を知ることができるのか、ということだ。32

インフォーマントである高齢日本語話者は、中国で暮らす無名の朝鮮人の一人である。 私も、インタビューを通して、図らずも植民地朝鮮から満州国へと移住した一人の朝鮮 人について知ろうとした。一人の朝鮮人の記憶を通して、時代に接近しようとした。

ただし留意しなければならないのは、本研究の試みが、インタビューを通してその人の過去について知ろうとしている事である。残された歴史的な史料から過去を再構成することと、インタビューを基にして過去について知ろうとすることは、全く異なると言わざるを得ない。加えて、私が日本人であり、歴史的に見れば、言わば統治側の民族に属している事も無視し得ない。

さらに言えば、私は高齢日本語話者の記憶を手掛かりとして、時代に接近する資格があるのであろうかという問いを、終始一貫して抱いていた。本研究が、そのような問いを孕んだ試みであった点を、最後に言い添えておきたい。

注

- ¹ 「満州国」には括弧を付して表記すべきであると考えるが、煩雑さを避けるため省略 した。
- ² 『愛知教育大学大学院国語研究』第 27 号、2019 年 3 月
- 3 『愛知教育大学大学院国語研究』第29号、2021年3月
- 4 『国語国文学報』第80集、2022年3月
- ⁵ 朝鮮人については、当時の呼称を用いた。
- ⁶ 括弧内はインタビューアーの質問内容である。以下、同様。
- ⁷ このインタビュー内容は、前掲「「満州国」及び旧植民地における高齢日本語話者へのインタビュー(3) ―日本語・日本文化の記憶に関する報告―」と同様である。
- 8 同時代状況を明らかにするという観点から、本研究ノートの本文では和暦を用いた。
- 9 松村高夫「日本帝国主義下における「満洲」への朝鮮人移動について」、『三田学会

雑誌 |、1970年6月

- 10 『前進する朝鮮』、朝鮮総督府情報課、昭和 17 年、72 頁
- 11 このような皇民化教育のあり方は、朴仁哲「「満州」における朝鮮人「安全農村」に関する一考察:朝鮮人移民一世への聞き取り調査を通して」(『北海道大学大学院教育学研究院紀要』106、2008年12月)に収録されている朝鮮人移民への聞き取り内容と重なる。朝鮮人移民の通う学校では一般的な事柄であると推測される。
- 12 『朝鮮史研究会会報』 168 号、2007 年
- ¹³ 2007年5月例会【報告】「「皇国臣民ノ誓詞」と「皇国臣民之柱」についての考察」、『朝 鮮史研究会会報』168号、2007年
- 4 前掲「「皇国臣民ノ誓詞」と「皇国臣民之柱」についての考察」
- 15 「拓殖」「柘植」と二つの漢字が使い分けられているので、そのまま表記した。以下、 引用に際して、原則的に旧漢字は新漢字に改めたが、人名に関しては旧漢字のまま とした。
- ¹⁶ 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、12 頁
- 17 前掲『鮮満拓殖株式会社·満鮮拓植株式会社五年史』、14 頁
- 18 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、15-16 頁
- 19 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、21-22 頁
- 20 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、10-21 頁
- ²¹ 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、24-25 頁
- 22 『時事年鑑 昭和14年』は同盟通信社によって発刊されている。同書の2頁に掲げられた「『時事年鑑』の刊行を継ぐ「同盟通信社」の立場及び内容」では、「同盟通信社」は時事新報社の事業を引継ぎ、『時事年鑑』を発刊していることが述べられている。また「同盟通信社」は「社団法人」であり、「その組成分子は我国の日刊新聞社と放送協会とに限られ、他の財力や権力は経営に参与する資格を持たない」とあり、公正な機関であることが述べられている。
- 23 前掲『時事年鑑 昭和14年』、654頁
- ²⁴ 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』67 巻、2018 年 12 月
- ²⁵ 『アジア経済』 XLVII-4、2006 年 4 月
- 26 論文の引用に際して、参考史料、参考文献などはすべて割愛している。
- 27 『満州紳士録第二版』、満蒙資料協会、昭和15年
- 28 前掲『満州紳士録第二版』、83 頁
- ²⁹ 『満州国政府公報日訳』(康德四年五月)、「政府公報 康德四年五月一日 第 九百二十四号 星期六(土曜日)」、15頁。
- 30 所収『満州朝鮮復刻時刻表 附台湾・樺太復刻時刻表』、新潮社、2009 年
- 31 前掲『鮮満拓殖株式会社・満鮮拓植株式会社五年史』、79-80 頁
- 32 『記録を残さなかった男の歴史 ある木靴職人の世界……1798-1876』、藤原書店、

2011、2頁

【付記】本研究は JSPS17K02449 科研費の助成を受けたものである。

(おくだ・こうじ 本学教授)